

熊本県石油組合の組合員の皆様へ

令和8年熊本地震 SS向け支援策ガイドブック

被災された熊本県石油組合の組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

- 令和8年熊本地震により被災された熊本県石油組合の組合員の皆様にご利用いただける各種支援措置につきまして、ご案内申し上げます。
- 個別の支援措置につきましては、それぞれの窓口にご照会いただきますよう、お願いいたします。

2026年9月
全国石油商業組合連合会

※2026年9月7日現在の情報に基づき全石連作成

目次

【1】 SS(サービスステーション)等早期復旧支援事業(燃料流通政策室)	P.3～4
【2】 被災中小企業等の施設・設備復旧支援	P.5
【3】 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)	P.6～7
【4】 資金繰り支援-① 日本政策金融公庫「災害復旧貸付」の特別措置	P.8
【5】 資金繰り支援-② 信用保証協会「セーフティネット保証4号」	P.9
【6】 資金繰り支援-③ (一社)全国石油協会「災害保証」制度	P.10
【7】 雇用調整助成金の特例措置	P.11
【8】 官公需における配慮要請について	P.12
【9】 国税及び地方税の申告・納付期限等の延長	P.13

【1】SS(サービスステーション)等早期復旧支援事業

■ 令和8年熊本地震により被害を受けたSS等の早期復旧を図るため、被災したSS及び油槽所の設備補修等に要する費用の一部を補助するもの

2026.9.7時点版

①予算額	SS早期復旧支援事業 6.9億円
②補助対象SS等	令和8年熊本地震により被害を受けた熊本県に所在する品確法登録給油所、及び本会又は石油協会から補助金の交付を受けている小口燃料配送拠点若しくは配送拠点、又は消防法に基づく貯蔵所・取扱所
③補助対象設備	令和8年熊本地震により被害を受けた計量機(POS含む)、防火塀、土間、地下・地上タンク、配管(石油製品用)、タンクローリー(石油製品用)、自家発電機、その他(燃料供給機能の回復に不可欠な設備として資源エネルギー庁が特に認める設備)
④補助率	3/4
⑤補助金額	補助対象経費上限額:8,000万円/SS等 補助金上限額:6,000万円/SS等
⑥留意事項	(1)災害救助法適用日以降交付決定前までに既に発注・施工している場合 ①通常の補助事業と異なり、交付決定前に発注・着工した場合についても証拠書類の提出を前提に申請が可能です。当該支援事業の公募を待たずに給油設備の復旧工事等を進めて差し支えありません。 ②但し、被災したことが確認できる書類等が必要になります。 ・SS等が被災したことが確認できる書類として、自治体が発行する「り災証明書」の写し等 ・交付決定前に着工・発注している場合は、それを確認できる書類として、補修前と補修後の日付入り写真(スマホで撮影している場合は、撮影日が確認できるデータ等を添付) ③震災後の営業再開前に、タンク・配管の簡易漏えい検査を実施した施設については、災害救助法の適用地域に所在する「品確法登録給油所」および「小口燃料配送拠点」に限り補助対象となります。 (2)同一の設備の改修や交換工事に対して、当該補助金以外に、他の国庫補助金と重複して申請することはできませんのでご注意ください。 (3)令和8年熊本地震により被害を受けたSS等に対して保険金(共済金含む)収入がある場合は、補助対象額から受取保険金額を控除し、控除後の額に補助率(3/4等)を乗じた額が補助金交付決定額となりますので、ご注意ください。 (4)補修等工事費用のうち補助金で賄えない自己負担部分や補助金入金までのつなぎ資金については、全国石油協会が実施している信用保証(災害保証等)を利用することができますのでご活用ください。
⑦受付開始(予定)	申請受付:2026年10月下旬公募開始予定 ※受付開始後、随時、交付決定を行う(予定)

SS（サービスステーション）等早期復旧支援事業

令和8年度予備費予算額 9.9億円

（令和8年度予算「石油製品販売業環境保全対策事業費」5.8億円の拡充）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料供給基盤整備課・燃料流通政策室

※「令和8年熊本地震により被災したSS等の早期復旧支援」を追加実施。

事業の内容

事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）や油槽所等の機能を確保することが重要になる。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSや油槽所等の災害対応能力を更に強化するとともに、令和8年熊本地震により被害を受けたSS等の早期復旧を図ることを目的とする。

事業概要

（1）SS及び油槽所等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、SSや被災地の重要施設等に燃料配送を行う油槽所等の自家発電設備の入換を支援する。

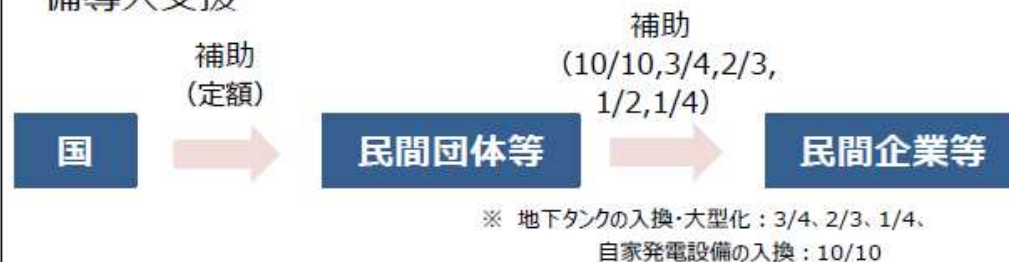
（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援
災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

（3）SS早期復旧支援
令和8年熊本地震により被災したSSの設備補修等を支援する。

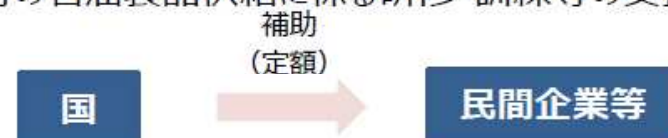
（4）油槽所早期復旧支援
令和8年熊本地震により被災した油槽所の設備補修を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）SS及び油槽所等における災害対応能力強化に係る設備導入支援



（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



（3）SS早期復旧支援



（4）油槽所早期復旧支援



成果目標

熊本地震により被災したSS等の早期復旧により、
営業可能なSS等の稼働率100%を目指す。

【2】被災中小企業等の施設・設備復旧支援

事業目的	令和8年熊本地震により大きな被害を受けた地域を対象に、中堅企業・中小企業・小規模事業者が行う施設・設備復旧の費用を補助。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。
対象事業者	熊本県に所在する、令和8年熊本地震の被害を受けた中堅企業・中小企業・小規模事業者
補助率	・中小企業・小規模事業者：3／4以内、一部定額補助 ・中堅企業：1／2以内、一部定額補助
補助上限	・1事業者あたり3億円 ・多重被災事業者：1事業者あたり15億円、うち5億円まで定額補助※ ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
公募期間	熊本県より追って案内予定
問い合わせ	熊本県より追って案内予定

【3】小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

◆令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等が行う事業再建・販路開拓等の取組を支援

補助対象者	熊本県に所在する、令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等
事業目的	熊本県に所在する令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等が、事業再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら、事業再建及び販路開拓等に向けた取組に要する経費の一部を補助するもの
対象事業者	熊本県に所在する、令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等※ ※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合は20人以下である事業者
補助率	2／3または定額補助(10/10)※ (※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合)
補助上限 (下記※参照)	直接被害:200万円:自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 間接被害:100万円:令和8年7月から公募申請締切り月の1か月前までの任意の1か月の売上高が、前年同期と比較して20%以上減少した事業者
補助対象経費	機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費(事業に供する車両が被災した場合に限る)、修繕費
公募期間	公募要領公開:令和8年9月9日(水) 申請受付開始:令和8年9月16日(水) 申請受付締切:令和8年10月16日(金)

(※)申請前に自治体に必ず発行してもらうもの

直接被害で申請する場合:自治体が発行した事業所・事業資産等が罹災したことが分かる公的書類(例:罹災(被災)証明書等)

間接被害で申請する場合:セーフティネット保証4号認定書、もしくは自治体独自に発行した売上減少の証明書等

※問合せ先:公募要領(9月9日公開予定)に記載される問い合わせ先をご参照ください。

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

※既定予算の活用

（令和7年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数）

事業の内容

事業目的

令和8年熊本地震により、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受け、顧客や販路の損失という状況に直面している被災地域の小規模事業者等の事業再建を支援。

事業概要

熊本県に所在する小規模事業者等の事業再建を支援するため、商工会・商工会議所の助言も受けながら、災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



補助対象者：熊本県に所在する令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等

補助率：2/3
定額（一定の要件を満たす者）

補助上限額：
200万円（熊本県に所在する直接被災事業者）
100万円（熊本県に所在する間接被災事業者）

成果目標

被災した事業者の事業再建を支援し、早期の事業再建を目指す。

【4】資金繰り支援-① 日本政策金融公庫「災害復旧貸付」の特別措置

- 日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、8月25日付で、令和8年熊本地震に伴う災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする特別措置の取扱いを開始
- 今般の特別措置は、特に著しい被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等を対象として、既に取り扱いを開始している「災害復旧貸付」の利率引下げ措置を講じるもの

【特別措置の内容】

※2026(令和8)年8月25日より取扱開始

対象者	令和8年熊本地震に伴う災害により被害を受けた熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当の機関から受けた方
具体的な措置内容	①利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」(下記)の利率を0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額 1,000万円(中小企業団体にあっては3,000万円)

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

		国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額		3,000万円(※1)	1億5,000万円(別枠)
利率(災害金利) 8年8月現在、貸付期間5年		2.70%	2.75%
融資期間 (うち据置期間)	運転資金	10年以内(3年以内)(※2)	
	設備資金	20年以内(3年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。

※問合せ先:日本政策金融公庫 熊本支店:0570-097-290 八代支店:0570-098-446(いずれも国民生活事業)

【5】資金繰り支援-② 信用保証協会「セーフティネット保証4号」

■「セーフティネット保証4号」(信用保証)の概要

制度概要	自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度
災害の指定基準	(1)災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき (2)災害救助法が適用された災害及び地域
対象中小企業者	災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)
内容	① 対象資金:経営安定資金 ② 保証割合:100%保証 ③ 保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) ④ 保証人:原則第三者保証人は不要 ⑤ 保証料率:保証協会所定 ⑥ 資金使途:経営の安定に必要な資金 ⑦ 保証期間:個別に保証協会とご相談下さい 【一般保証限度額】 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内 【別枠保証限度額】 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内

問合わせ先:熊本県信用保証協会 本所 経営相談課 096-375-2028 保証第一課 096-375-2028 保証第二課 096-375-2028
 八代支店 0965-33-2579
 天草支店 0969-23-2015

【6】資金繰り支援-③ (一社)全国石油協会「災害保証」制度

- (一社)全国石油協会では、令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用を受ける地域に指定された日から6ヶ月間、災害保証(災害運転資金・災害設備資金)を実施

保証の種類	災害運転資金	災害設備資金
借入限度額	1給油所運営 500万円	2給油所以上運営 1,000万円
保証金額	1給油所運営 475万円	2給油所以上運営 950万円
保証割合	95%	
借入期間	5年	10年
保証料率	0.4%(但し0.2%に見直し予定)	
保証倍率	100倍	
対象資金	● 災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費 ● 但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。	● 災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費 ● 但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災 証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。

- ・ 災害の被災地(災害救助法の適用市町村)が災害救助法の適用を受ける地域に指定された日(災害救助法適用日)から6ヶ月以内に熊本県石油組合の地区信用保証委員会に対し、債務保証依頼書の提出がなされたもの。
- ・ 但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。

【7】雇用調整助成金の特例措置

□ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの

【令和8年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置】

出所:厚生労働省ホームページ

概要	令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象 (※) 本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象。但し上限日数(1年間で100日)までが助成対象となる。 ・例えば週5日勤務の事業所で週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。	
全国の事業所を対象とした措置	①令和8年熊本地震に伴う経済上の理由(※)により事業活動を縮小する事業主が対象	(※)「経済上の理由」の具体的な例 ①需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難 ②取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難 ③損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合 など
	②生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮	通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ10%以上減少している事業所が対象 ⇒※ 今回の特例では確認期間を最近1か月に短縮
	③最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象	通常、事業所で雇用している労働者及び派遣労働者の合計人数の最近3か月の平均値が、前年同期比で5%超かつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%超かつ4名以上)増加している場合は助成対象とならないが、 今回の特例ではこの要件を撤廃
	④地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象	令和8年7月28日時点において事業所設置後1年未満の事業所についても助成対象
	⑤計画届の事後提出を可能	通常は事前に計画届の提出が必要だが、今回の特例では 事後提出を可能 とする
熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置	⑥残業相殺のルールを撤廃	通常、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとされているが、 今回の特例では本取扱いを撤廃
	⑦教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃	通常、支給日数が30日を経過した日以降は、教育訓練の実施率が10%未満の場合に助成率を引き下げることとしているが、 今回の特例では本取扱いを撤廃 教育訓練実施率10%未満の場合の助成率:中小企業:1/2 大企業:1/4 だが、 今回特例で熊本県内事業所については、教育訓練実施率にかかわらず、中小企業:2/3 大企業:1/2を適用

【8】官公需における配慮要請について

- 経済産業大臣名で、各府省等の長や都道府県知事に対し、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払や、地域中小企業の適切な評価等、被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮などについて要請しています。
- ※各府省等とは、各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等を指します。

経済産業省

公 印 省 略
20260805 中第7号
令和8年8月7日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとしてとされています。

つきましては、令和8年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、地方公共団体における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、同法第8条において、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、基本方針第2の4（1）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、出先機関を含む庁内の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知いただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第2の2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和8年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・ 最低賃金又はその近傍の人員費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・ 消費税及び地方消費税の負担等

【9】 国税及び地方税の申告・納付期限等の延長

国税に関する申告期限等の延長

- ❑ 熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に国税の納税地を有する者については、国税に関する申告・納付等に関する期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長されている。
- ❑ なお、地域指定されていない地域でも、所轄税務署長が、今回の地震災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日を指定して期限の延長を行うこととしています。

所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

- ❑ 災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法(税金の軽減免除)								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (注1)	住宅又は家財の損失額 (注2) が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額 ① 損失額 (注2) − 所得金額の10分の1 ② 損失額 (注2) のうち災害関連支出の金額 − 5万円 ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年分の所得金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超～750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超～1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超～750万円以下	2分の1の軽減	750万円超～1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超～750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超～1,000万円以下	4分の1の軽減									

(注1) 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

(注2) 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を差し引いた後の金額をいいます。

地方税の減免措置等

- ❑ 2026年8月4日付けで、総務省から各都道府県に対して「令和8年熊本地震による被災者に対する減免措置等について」が通知され、地方税について、国税に準じた期限延長や減免措置等適切な対応をとるよう、各地方団体に対し要請されている。
- ❑ 各都道府県・市区町村の対応につきましては、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

※問合せ先 (国税)国税庁又は所轄税務署、(地方税)熊本県税事務所にお問い合わせください。